

「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況に関する検証（素案）」 についてのパブリックコメント実施結果

－ご協力ありがとうございました。－

1 募集期間 令和2年11月25日（水）～ 令和2年12月24日（木）

2 意見の件数 10件

3 意見提出者数 2人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	人	1人	人	人	人	人	1人	人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数	※	項目	件数
2	検証の手法に関する意見	1件			件
3	課題解決に向けた改善施策 ～市民参加の推進を目指して～に関する意見	2件			件
	パブリックコメント手続に 関する意見	6件			件
		件			件
		件			件
		件			件
		件			件
		件		その他の意見	1件
		件		合計	10件
		件			

※「茅ヶ崎市市民参加条例の施行状況に関する検証（案）」の項目番号

茅ヶ崎市総務部市民自治推進課協働推進担当
0467-82-1111（内線 2415）
e-mail:shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■ 検証の手法に関する意見（1件）

(意見) ①アンケートで意見交換会に行かなかった理由に出したい意見がないという選択肢が欲しかった。

(市の考え方)

令和6年度に検証を実施する際の参考とさせていただきます。

■ 課題解決に向けた改善施策～市民参加の推進を目指して～に関する意見（2件）

(意見) ②市政に対して個人が意見を出せることはいい制度だと思います。一方で、市政は選挙で選ばれた市長と市議会議員によって運営されるものだと考えます。

現在の茅ヶ崎市の市民参加は市民の意見に左右されすぎていると感じます。すべての市民が納得することは不可能なので、市長と市議会の責任において政策を進めていただきたいと思います。(市政と市民感情との間に乖離があれば、それは選挙結果として反映されます。)

このため、市民参加本来の目的や意義、その意見の取り扱い方について周知することを改善施策に入れてください。

(市の考え方)

市民参加により提出された意見、提案等については、茅ヶ崎市市民参加条例に基づき、できるだけ尊重し、市政に反映していく必要がある一方、提出された意見、提案等については、主権を有する市民の代表である議会や市長等による検討を踏まえたうえで、市政に反映するよう努めることとしています。

市民参加の目的や意義、意見の取扱いについては、今回位置付けた改善施策を通じて周知啓発に取り組めます。

(意見) ③市民参加の方法の運用についてルールを共有するとあるが、共有の仕方が課題だと思います。HPに掲載しても市民は誰も見ません。

市民が見える場所（実際に意見を出す場所）等に掲示するなどしてください。

(市の考え方)

御意見を踏まえ、改善施策3(2)「市民との市民参加のルールの共有」につきまして、意見を提出する市民の皆さまにとって分かりやすいものになるよう取り組みについて検討します。

■パブリックコメント手続に関する意見（6件）

（意見）④パブリックコメント（意見募集）例年もこの（当）時期6，7，8件ちょっと多いのではと思う。

（意見）⑤これではパブコメの意味もなくなってしまうのでは。

（意見）⑥それは当自治基本条例や市民参加条例にも反さないでしょうか。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただく機会を設定し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、有益なご意見を考慮しながら政策等を決定していく、市民参加の方法の一つです。

パブリックコメント手続の実施にあたっては、対象とする計画等の論点が明確になった段階で、かつ、市民の皆さまのご意見を反映することが可能な段階を見極めたうえでもっとも適切な時期を設定することが必要かつ効果的であり、月ごとの実施件数に限度を設けるなど、平準化を図ることは困難であると考えております。

そのため、今後とも引き続き、適切なタイミングでパブリックコメント手続を実施してまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。

（意見）⑦当パブコメの啓発（PR）も少なかったのでは。これではパブコメ応募者も少なくなると思う。

（意見）⑧新型コロナウイルス感染症により多くの講座等が中止等となるなか、当パブコメ実施にもっと工夫できなかったでしょうか（延期も含め）。

（意見）⑨ユーチューブ配信あったとしてもデジタル（ユーチューブ）等しない市民（国民）1～2割（10%～20%）その人に配慮してパブコメ実施してほしいです。

（市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さまからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示、メール配信サービスに加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせるなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに

に、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

■その他意見（1件）

その他1件の意見をいただきました。